



新型コロナウイルス感染症

こ
う
ほう
佐
倉

2020(令和2)年

6.15

臨時号

市民の皆さまへ

市民の皆さまをはじめ、関係各位におかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に対し、ご理解ご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

この新型コロナウイルスの感染拡大は、当市におきましても、雇用、地域経済、市民生活など、社会経済活動全般に大きな被害をもたらしました。

市では、日常生活や事業継続において特に厳しい状況が続いている市民・事業者の皆さまへの効果的な追加支援を行うため、「佐倉市の支援策」として取りまとめました。社会活動の継続を図ることを目的とした「市内事業者支援」、市民生活の維持を図ることを目的とした「世帯向け支援」、また、避難所における感染対策やオンライン学習の整備など将来の環境整備などを併せまして、支援・施策を実施してまいります。

今しばらくは、このウイルスとの共存を覚悟し、ひとりひとりが正しい認識で感染予防を行い、お互いを思いやる気持ちで元気な佐倉市を取り戻してまいりましょう。

佐倉市長 西田 三十五

新型コロナウイルス感染症にかかる佐倉市の支援策

新型コロナウイルス感染症は、市民生活や地域経済に大きな影響を及ぼしていることから、特に厳しい状況にあるかたがたの生活および活動の維持・継続のために、**佐倉市の支援策**を実施します。

また、現在および将来の危機に対応するため、感染症対策なども併せて実施します。

事業者

小規模事業者応援給付金

問 産業振興課 ☎(484)6283

売り上げが大きく減少している小規模事業者の事業継続を支援するため、10万円を給付します。

対象 常時使用する従業員の数が、20人以下(宿泊業及び娯楽業を除く、サービス業・商業に属する業種は5人以下)の会社および個人事業者(農林漁業を営む者を除く)

条件 ①市内に主たる事業所等を有し、今後も事業を継続する意思がある者
②新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、今年の任意のひと月の売上高(事業収入)が前年同月と比較して50%以上減少していることなど

申請 受け付け中(8月末まで)

福祉施設

障害福祉施設等感染拡大予防のための支援

問 障害福祉課 ☎(484)4164

市内通所サービス事業所等に対し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防のため、環境改善や衛生用品等必要な物資に係る費用を補助します。

対象 市内通所サービス事業所等

支給額 1事業所6万円(1万円×6か月)

支給対象経費 マスクや手袋、アルコール等の消毒液などの衛生物資

申請 受け付け中

福祉施設

障害福祉を支えるひと支援

問 障害福祉課 ☎(484)4164

新型コロナウイルス感染症の感染リスクを抱えながらも働き続けている施設等従事者を支援するために、市内事業所に特別手当などにかかる経費を支給します。

対象 入所施設および障害福祉サービス等事業所

支給額 ①入所施設 1施設×100万円

②障害福祉サービス等事業所 1事業所×20万円

支給対象経費 従事者の処遇改善(特別手当の上乗せ等)経費

※従事者の同意等、一定の要件下で、感染対策など、職場環境を改善するための経費も可とする

申請 受け付け中

事業者

融資制度借入利息の補給拡充

問 産業振興課 ☎(484)6021

市内事業者の資金繰りを支援するため、佐倉市中小企業資金融資制度を利用する事業者が支払う借入利息に対する助成(利子補給)の補助率を引き上げました(運転資金メニュー、5月以降新規申込分に限りです)。

対象 佐倉市でセーフティネット保証4号の認定を受けた事業者

補給率 利率の100分の99(2分の1から引き上げ)

期間 対象融資期間の全期間(最長5年間)

申請 受け付け中

事業者

市内商業・サービス業者への代金先払い及び寄付システムの導入

問 産業振興課 ☎(484)6021

売り上げが減少している市内商業・サービス業者(飲食店等)の事業継続を支援するため、民間インターネットサービスを活用した代金先払いおよび寄付の仕組みを作ります。

概要

【先払い】 応援したい参加店舗のメニューを選んで、電子チケットの先行購入ができます(新型コロナウイルス感染症の収束後、お店を訪問し、電子チケットで食事をお楽しみください)。

【寄付】 全参加店舗への寄付を受け付けます。集まった寄付は参加店舗で均等配分します。 ※利用購入及び店舗の参加には、登録が必要です

申請 未定(決まり次第、市ホームページおよびこうほう佐倉でお知らせします。)

福祉施設

居宅介護事業所感染拡大予防のための支援

問 介護保険課 ☎(484)6174

デイサービスなどの居宅介護サービス事業所に対し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防のため、環境改善や衛生用品等必要な物資に係る費用を補助します。

対象 市内居宅介護サービス事業所

支給額 1事業所 6万円(1万円×6か月)

支給対象経費 マスクや手袋、アルコール等の消毒液などの衛生物資、防護機材の購入に係る経費

申請 受け付け中

各支援内容や申し込み方法などの詳細は、市ホームページをご覧ください。



世帯向け

生活困窮者自立支援 (住居確保給付金の支給)

☎ 社会福祉課 ☎ (484) 6135

新型コロナウイルス感染症の影響による離職や収入が減少したことなどにより住居を失ったかた、または失うおそれの high かたに、一定期間 (原則 3カ月) 家賃相当額を支給することにより、住居及び就労機会などの確保に向けた支援を行います。

対象者 離職・廃業から 2 年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にあるかた。

支給額 (上限額) ▶ 単身世帯 4万1千円 ▶ 2人世帯 4万9千円 ▶ 3人～5人世帯 5万3千円 ▶ 6人世帯 5万7千円 ▶ 7人以上世帯 6万4千円

申請 受け付け中 ※申請受付は予約制です [くらしサポートセンター佐倉 ☎ (309) 5483] へご連絡ください (開設時間: 月曜日～金曜日 午前 8時 30分～午後 5時 15分)

福祉施設

介護を支えるひと支援

☎ 介護保険課 ☎ (484) 6174

新型コロナウイルス感染症の感染リスクを抱えながらも働き続けている施設等従事者を支援するため、市内事業所に特別手当などにかかる経費を支給します。

対象 次の①～④の介護施設および介護サービス事業所

- 支給額 ①介護老人福祉施設及び介護老人保健施設 (定員 50人以上) 1施設あたり 100万円
②介護老人福祉施設及び介護老人保健施設 (定員 50人未満) 1施設あたり 50万円
③その他の入居施設 (サービス付き高齢者住宅除く) 1施設あたり 30万円
④居宅介護サービス事業所 1事業所あたり 20万円

支給対象経費 介護従事者の処遇改善 (特別手当の上乗せ等) 経費 ※従事者の同意等、一定の要件下で、感染対策等職場環境を改善するための経費も可とする

申請 受け付け中

子育て世帯向け

ひとり親家庭等への臨時給付金

☎ 児童青少年課 ☎ (484) 6140

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による、学校などの臨時休業や事業所の休業などにより、特に生活や就業に影響を受けやすいと考えられる、ひとり親世帯などに対する支援を行います。

対象者 令和2年4・5・6月分の児童扶養手当受給者 (全部支給停止世帯は除く)

支給額 1世帯あたり3万円+手当対象児童1人につき1万円

支給日 7月下旬～8月上旬

※申請は不要です。児童扶養手当支給口座にお振り込みいたします

子育て世帯向け

幼稚園等の臨時休園に伴う預かり保育料補助

☎ 子育て支援課 ☎ (484) 6139

幼稚園または認定こども園の臨時休園期間中に、保育が必要なお子さんが利用した預かり保育料相当額を支給します。

対象者 幼稚園・認定こども園 (幼稚園部分) に在籍するお子さんの預かり保育利用者 (保育要件を有する施設等利用給付認定者に限る)

支給額 令和2年4・5月に利用した預かり保育料相当額

申請 受け付け中 (幼稚園を經由して申請)

※6月上旬に幼稚園などに申請済みのかたは、再度の申請は不要

子育て世帯向け

子育て世代の相談窓口 (臨床心理士による電話相談)

☎ 子育て支援課 ☎ (484) 6415

あなたのところが新型コロナウイルス感染症に負けないために「パパママの声を聴かせて」～臨床心理士による電話相談～を開設します。

対象者 子育て中の保護者及び妊婦

内容 保育所等や学校の再開などに伴うお子さまと保護者のかたのこのころの相談に、臨床心理士がお話を聴いて助言を行います。

実施期間 6月～令和3年2月 ※月に1回～4回

直近の日程 6月23日 (火)、30日 (火)、7月6日 (月)、13日 (月)

時間 午後1時～4時 子育て支援課 ☎ (484) 6415へ

※1回の相談時間の目安は30分～1時間程度となります

※予約制ではありません

※臨床心理士が対応中の場合は、別時間等をご案内させていただきます

◆臨床心理士の相談のほか、さまざまな専門職による相談も実施しています 時間: 午前8時30分～午後5時15分 (⑤は午前9時30分～午後4時30分)

Table with 3 columns: 相談先 (子育て世代包括支援センター), 管轄地区, 対応する専門職. Includes contact info for health management, western, southern, and support centers.

子育て世帯向け

準要保護世帯の児童・生徒に対する給食費相当額の支援

☎ 学務課 ☎ (484) 6186

就学援助制度で認定した準要保護世帯の経済負担の軽減を図るため、学校給食を提供できなかった期間、学校給食費相当額を支給します。

対象者 就学援助制度で認定した準要保護世帯

支給額 給食費の2か月分

支給日 9月頃

申請 受け付け中 ※各学校を經由して申請

危機対応

現在および将来の危機対応

【感染症対策】

- ◆学校施設を含む公共施設で使用する感染症対策用消毒薬などの購入
◆避難所における感染症対策資材 (間仕切りなど) の購入

【環境整備】

- ◆遠隔地会議システムの導入 (来庁せずに打ち合わせなどが可能)
◆オンライン学習用タブレット端末の整備



新型コロナウイルス感染症にかかったかと思ったら、まずは相談を

相談・医療機関受診の目安 (令和2年6月9日現在)

- ① 息苦しさ (呼吸困難)、強いだるさ (倦怠感)、高熱などの強い症状のいずれかがある
② 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患 (COPD 等) などの基礎疾患があるかた、透析を受けているかた、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いているかたで、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある
③ ①および②以外のかたで、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く (4日以上続く場合は必ず相談)

① ② ③ のいずれかに該当する場合は、下記のどちらかにすぐに相談を

帰国者・接触者相談センターに電話

【平日 (午前 9 時～午後 5 時)】

印旛健康福祉センター ☎ (483) 1466 FAX (486) 2777

【平日の時間外 (午後 5 時～午前 9 時)、土曜日、日曜日、祝日】

電話相談窓口 (コールセンター・24 時間対応) ☎ 0570 (200) 613

紹介

帰国者・接触者外来

紹介先の医療機関で PCR 検査を行う

市内医療機関

または

・感染が疑われる症状があるかたは、市内の医療機関に電話で連絡したうえで受診してください。市内にかりつけ医がない場合は、市健康増進課 (☎ 485-6711) にご相談ください。
・医師が PCR 検査を必要と判断した場合、医師が「印旛市郡医師会 PCR 検査センター」の検査予約を行います。

紹介

印旛市郡医師会 PCR 検査センター

指定された場所へ車で向かい、ウォークスルー方式で PCR 検査を行う

ワンボックス車を使用し

ウォークスルー方式で検査を行う

印旛市郡医師会 PCR 検査センター

新型コロナウイルス感染症の早期診断と適切な治療につなげることを目的に、公益社団法人印旛市郡医師会が県の委託を受けて、移動式 PCR 検査センターの運用を開始しました。検査は 5 月 28 日から印旛管内 (佐倉市、成田市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町) を巡回する形で実施しています。

対象者は医療機関からの紹介者で、個人からの検査の申し込みは受け付けていません。

医師によって PCR 検査が必要と判断された人が、混乱なく安全に検査が受けられるよう、検査日や場所は非公開とされています。

佐倉市は設置・運営に協力連携しています。

問い合わせ 健康増進課 ☎ (485) 6711